平成２７年（フ）第８６６８号
東京都練馬区関町北２丁目31―20―801
破産者　秋山　宏行
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８８０６号
東京都武蔵野市吉祥寺本町１―13―10　吉祥寺アミノビル１階、商業登記簿上の本店所在地東京都中野区本町６丁目39番12号
破産者　有限会社ドックウィズ
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８８１０号
東京都世田谷区砧５丁目１番１号
破産者　株式会社砧やぶ久
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８８１８号
東京都大田区大森中２丁目１―19―504
破産者　中村　　寛
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８８５１号
神奈川県大和市深見西７丁目２―18
破産者　内藤　　茂
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８８６６号
東京都江東区北砂３丁目12番１号
破産者　有限会社常陸工業所
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８８７２号
東京都江戸川区松本１丁目29番３号
破産者　有限会社水工房アクアワールド
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８８７３号
東京都足立区綾瀬２丁目41―５―205
破産者　鈴木　　明
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８８７８号
東京都新宿区西新宿７丁目１番３号
破産者　有限会社藤田電話店
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８８７９号
東京都練馬区中村３丁目15―12―101
破産者　藤田　　清
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８８８９号
神奈川県厚木市岡田３丁目１―20―403
破産者　高田浩治こと　安　　啓鉉
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９０６号
東京都墨田区立花５丁目１番11号
破産者　イープロ有限会社
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９１３号
東京都渋谷区初台１丁目51番１号
破産者　株式会社ラインクローバー
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９５６号
東京都江東区東陽３丁目５番５号
破産者　株式会社ウィルフロント　ロジスティクス
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９６８号
東京都台東区千束４丁目27番５号　株式会社石渡工務店内、商業登記簿上の本店所在地神奈川県大和市深見西７丁目２番18号
破産者　有限会社内藤塗装店
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９８９号
千葉県四街道市中央４番地１（プラーサ・ヴェール1922号）
破産者　株式会社サイモン
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９９８号
東京都江戸川区船堀２丁目17番17号
破産者　株式会社ＧｒｏｗＯｎｅ
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９９９号
東京都江戸川区東小松川２丁目５―２―101
破産者　石田　孝一
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０１５号
東京都八王子市元本郷町１丁目24―16
破産者　宮川　満明
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０１６号
東京都八王子市元本郷町１丁目24―16
破産者　宮川　華世
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０５１号
東京都豊島区南大塚２―44―２　柴田ビル３Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都杉並区南荻窪４丁目36番４号
破産者　株式会社イートップ
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０５２号
東京都東村山市秋津町３丁目49―３
破産者　瀧波　和弥
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０９７号
東京都板橋区大山東町11番10号
破産者　株式会社ワールドクリエイション
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部